

◆◆◆ インボイス制度について ◆◆◆

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。



※ 登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日（金）以降です。
インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の特設サイト「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）について」をご覧ください。



特設サイトはコチラ

当会は、会員向けに「インボイス制度の研修会」開催を予定しております。是非ご参加ください（詳細は後日お知らせします）。

令和3年分確定申告のご相談は完全予約制です

8月に予約権として使用する「はがき」はお手元に届きましたでしょうか？

記帳確認でご来所の際は、「はがき」を必ずご持参ください。

年内に記帳確認2回を行うことで、確定申告の予約を取ることができます。

（農協組合員の方には、「はがき」が届きません。当会事務所での申告相談を希望される方はお問い合わせください。）

【記帳確認のルール】

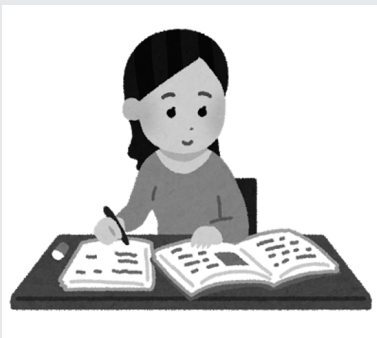
1. 第1回目の記帳確認終了後、第2回目の確認は原則同月で行わないこととします。

記帳確認のタイミングですが、例えば…

9月に第1回目、10月に第2回目の記帳確認を行なうとその場で確定申告のご予約が取れます。

なお、事務所で随時、記帳確認を行なっておりますので、確定申告のご予約も日々埋まって参ります。記帳はお早めにお済ませください。（一日の予約枠には限りがあります）。

12月は年末調整でご来所される方もおり、事務所での待ち時間も長くなるのが予想されます。ご了承下さい。



2. 記帳確認は来所月の前月末までの帳簿が完成していることとします。

※ 記帳確認が1回の方は（原則2回）、予約の希望日をお伺いしますので、必ず記帳確認にご来所ください。

※ 年内に土地建物等の譲渡、事業用固定資産の新規取得・下取り等、住宅借入金等特別控除を受けられる方（初年度の方）は、確定申告相談日の予約済みであっても、年内に必ずご相談ください。

※ 予約日に50分の相談時間内で確定申告が完了しない場合、後日、再来所となり、受付番号順でお待ち頂くこととなりますのでご注意ください。



平日がお仕事等でご来所頂けない場合は、休日指導会をご予約いただき、記帳確認を行なってください。日程等は会報に同封されている『休日指導会のお知らせ』をご覧ください。